

合併市に関する調査

記入月日：平成17年3月11日

基礎情報

都道府県・市名	山口県・柳井市（やないし）
合併期日	平成17年2月21日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	山口県柳井市南町一丁目10番2号（旧柳井市）
人口（合併直近の国調）	37,251人
面積	139.87㎡
議員定数	23人（平成17年12月31日までは在任特例で32人）
関係市町村名	柳井市、大畠町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
		柳井市	33,597	127.86	20
	大畠町	3,654	12.01	12	31.78
合計	-	37,251	139.87	32	-

高齢化比率はH16.12末現在

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
	柳井市	17,520,365	4,904,912	2,832,058	辺地・離島・半島・総合保養	0.657
	大畠町	2,743,239	232,410	1,051,878	過疎・総合保養	0.202
合計	-	20,263,604	5,137,322	3,883,936	-	-

平成16年度一般会計予算額（柳井市は12月補正後、大畠町は1月補正後）

財政力指数は16年度（3カ年平均）

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年5月1日	解散年月日：平成17年2月20日
内容	名称 柳井市・大畠町合併協議会 委員数 21人 合併協議会の開催状況 9回	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年までの10年間	
基本計画の主要項目	1 豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会の形成 2 地域に誇りを持ち、共に歩む社会の形成 3 誰もが安心して暮らせる社会の形成 4 環境と共生する安全で快適なまちの実現 5 はつらつと産業が発展する活力に満ちたまちの実現 6 交流が広がる多彩で魅力のあるまちの実現	
旧市町村庁舎の利活用	旧柳井市庁舎 - 柳井市本庁舎、旧大畠町庁舎 - 大畠総合支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： - 年 11 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：旧柳井市の議員 32.5万円、旧大畠町の議員 19万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	合併前の柳井市及び大畠町の区域ごとに地域審議会を設置し、設置期間は平成27年3月31日まで 所掌事務 新市建設計画の変更及び進捗状況に関する事項、その他市長が必要を認める事項 委員は、15名以内とし、任期は2年	
地方税に関する特例	有	
内容	国民健康保険税・軽自動車税 合併時には現行の両市町の制度とし、合併年度の翌年度（17年度）から統一する。	
合併特例債発行限度額（億円）	90.7億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併の方式 新設合併 2 合併の期日 平成17年2月21日 3 新市の名称 柳井市 4 新市の事務所の位置 山口県柳井市南町一丁目10番2号 5 財産及び債務の取扱い 両市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。 柳井市の伊保庄財産区の所有する財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。 6 地域審議会の取扱い 合併前の両市町の区域ごとに地域審議会を設置する。 7 議会議員の定数及び任期等の取扱い 両市町の議会議員は、在任特例を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新市の議員として在任する。 在任期間中における議員の報酬については、合併前の両市町のそれぞれの報酬額とする。 新市の議会議員の定数は、23人とする。 8 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い 農業委員会については、合併時に統合する。 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、在任特例を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 新市で最初に行われる一般選挙から、選挙による委員の定数は20人とする。 一般選挙による委員の選挙については、2つの選挙区を設けることとする。 選挙区ごとの定数については、同条第3項の規定により、おおむね選挙人の数に比例して、合併時に定める。 在任期間における委員の報酬については、合併前の両市町のそれぞれの報酬額を基本として調整する。 9 地方税の取扱い 軽自動車税の税率については、柳井市の例により調整する。 特別土地保有税の免税点については、柳井市の例により調整する。 入湯税については、柳井市の例により調整する。 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 前納報奨金（個人市県民税、固定資産税・都市計画税）については、合併時には柳井市の例により調整し、新市に移行後、廃止の方向で調整する。 納税貯蓄組合への補助金については、合併時まで廃止する。 10 一般職の職員の身分の取扱い 両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一を図るものとする。
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>特になし</p>